

利益相反防止に関する規程

株式会社シーアイ・パートナーズ

利益相反防止に関する規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、株式会社 シーアイ・パートナーズ（以下「当社」という）の役員および従業員が職務を遂行するにあたり、個人的利益と会社の利益が衝突する状況（利益相反）を適切に管理・防止し、当社の公正性、透明性および信頼性を維持することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当社の全ての取締役、監査役、従業員（正社員、アルバイトを含む）および関係者に適用する。

第3条（定義）

利益相反とは、個人の私的利益が会社の利益と衝突し、会社の公正な意思決定や業務運営に影響を及ぼす状況をいう。

第2章 利益相反の防止

第4条（基本方針）

当社の役員および従業員は、業務遂行にあたり常に会社の利益を最優先し、利益相反の状況を回避・防止するよう努めなければならない。

第5条（利益相反行為の禁止）

次の行為を行ってはならない。

- 1 会社の取引先との個人的な商取引や金銭貸借。
- 2 個人的な利益のために会社の資産、情報、地位を利用すること。
- 3 会社と競合する業務への従事または投資。
- 4 近親者が関与する企業との取引において、会社の利益を損なう行為。

第6条（取締役・役員 of 義務）

取締役および役員は、会社法第365条に基づき、自身または第三者のために会社と取引を行う場合、事前に取締役会 of 承認を得なければならない。

第7条（従業員 of 義務）

従業員は、職務遂行上で利益相反 of 可能性がある場合、直ちに上長に報告し、指示を仰がなければならない。

第3章 利益相反 of 申告および承認手続き

第8条（申告義務）

役員および従業員は、利益相反となり得る事象を認識した場合、速やかに所定 of 手続きにより申告しなければならない。

第9条（申告手続き）

申告は、所属 of 上長に行う。上長は申告に対して、決して不利な扱いをしてはならない。

第10条（承認手続き）

- 1 申告を受けた者は、利益相反 of 有無およびリスクを評価する。
- 2 必要に応じて、取締役会 with 承認可否を決定する。

第4章 情報管理

第11条（秘密保持）

役員および従業員は、業務上知り得た会社 of 機密情報を第三者に漏洩してはならない。

第12条（内部情報 of 利用禁止）

内部情報を利用して、自己または第三者 of 利益を図る行為（インサイダー取引等）を行ってはならない。

第5章 監査および制裁

第13条（監査）

必要に応じて、外部監査人の協力を得ることができる。

第14条（違反時の措置）

本規程に違反した者に対しては、就業規則および関連法令に基づき、懲戒処分等の適切な措置を講じる。

第6章 附則

第15条（教育および研修）

当社は、役員および従業員に対し、利益相反防止に関する教育を周知徹底する。

第16条（改廃）

本規程の改定または廃止は、執行役員会議の承認を得て行う。

第17条（施行）

本規程は、2026年4月1日より実施する。

以上